

お知らせ



75歳以上の高齢者のみ世帯の 水道基本料金を半額に！

申請が必要

令和6年12月検針分以降順次実施

岩出市では、物価高騰等の影響を受けている75歳以上の高齢者のみ世帯の生活を支援するため、水道料金の基本料金(2,200円)を半額にします。(集合住宅等にお住まいで、岩出市と直接給水契約をしていない世帯は、減額相当額を支給します。)

対象の世帯とは



①～③のすべてに当てはまる世帯

- ①岩出市に住民票がある75歳以上の方のみの世帯
- ②水道の用途が「家庭用」となっている世帯
- ③現に居住し、同一の水道メーター(給水装置)を使用しているのが、75歳以上の方のみの世帯*

*水道の利用者が75歳以上の者となっている世帯(集合住宅等にお住まいで、岩出市と直接給水契約をしていない場合は除く)

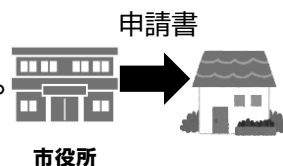
*集合住宅等に居住している場合は、同室の居住者全員が75歳以上の方のみの世帯

令和6年10月から

注意

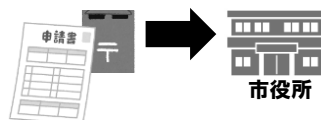
対象と思われる世帯に申請書を郵送

※住民票の状況で申請書を郵送するため、上の①～③のすべてに当てはまっていない場合は、申請書が届いても対象の世帯とならない場合があります。
※対象と思われる世帯で、申請書が届かない場合はお問い合わせください。



届いた申請書に記入して岩出市保険介護課へ返送

使用されている水道メーターの番号(水栓番号)をご記入ください。(集合住宅等に居住されている方は除く。)水栓番号は検針時にお渡ししている「ご使用水量のお知らせ」等で確認できます。(複数ある場合は、主に居住している住居のものに限ります。)



水道料金の基本料金が 半額！

詳しくは裏面をご覧ください。

(広報10月号、市ウェブサイトからでも確認できます。)

岩出市生活福祉部保険介護課(高齢者福祉担当) TEL62-2141(代表)

申請書郵送時期

世帯全員が75歳以上になる月の前々月に申請書を郵送します。
ただし、初回(昭和24年12月31日以前生まれのみの世帯)は、10月に郵送します。

令和7年1月に世帯全員が75歳以上のみとなる世帯(昭和25年1月生まれ以前のみ世帯)

⇒令和6年11月に郵送

令和7年2月に世帯全員が75歳以上のみとなる世帯(昭和25年2月生まれ以前のみ世帯)

⇒令和6年12月に郵送

以降毎月、新たに誕生月を迎え、世帯全員が75歳以上となる世帯に申請書を郵送

対象世帯でも、申請書が届かない場合があります。

住民票の登録状況で申請書を郵送するため、住民票と居住実態が異なる場合、対象であっても申請書が届かない場合があります。

- (例) ・ 住民票の世帯に75歳未満の方がいるが、実際はいない場合
・ 住民票と異なる別の住所に住んでいる場合 など

対象と思われるのに、申請書が届かない場合は、お問い合わせください。

申請書が届いても、次のような場合は対象にはなりません。

- (例) ・ 申請書が届いた住所に住民票があるが、実際は対象世帯全員が介護を受けるために入居した施設、住宅等に住んでいる場合
・ 長期入院(1年以上)しており、対象世帯全員が申請書が届いた住所には居住していない場合
・ 住民票は別だが、実際に75歳未満の方と一緒に住んでいる場合
・ 居住している建物は別々だが、ひとつの水道メーターを75歳未満の方と使用している場合、水道メーターの使用者が75歳未満の場合 など ※集合住宅等の共用栓は除く

減額開始時期

毎月20日(その日が休日の場合は、翌平日)までに申請書を提出した場合、申請月の翌月以降最初の検針分から減額開始します。(申請後送付する減額決定通知書をご確認ください。)

(水道の検針月により、減額開始時期が異なります。また、既に検針が終了している分は、さかのぼって減額にはなりませんので、ご注意ください。)

※初回は、偶数月検針の世帯は令和6年12月検針分から、奇数月検針の世帯は令和7年1月検針分から減額開始となります。

※物価高騰対策等により水道の基本料金全額免除があった場合は、その期間はそちらが優先されます。

※この事業は、原則、令和10年3月31日まで実施します。ただし、国の物価高騰対策事業が終了し、国等が示す各種指標により物価が安定したと判断した場合は、事業の終了時期が早まる場合があります。